

佐野市告示第158号

佐野市都市公園における工作物等の保管

都市公園法（昭和31年法律第79号）第27条第4項の規定により工作物等を除去し保管したので、佐野市都市公園条例（平成17年佐野市条例第200号）第34条の規定により、次のとおり告示します。

令和7年6月3日

佐野市長 金子 裕

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

車種	塗色	防犯登録番号	車体番号	台数
軽快自転車	シルバー	なし	2B80045	1台

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

放置場所 佐野市大橋町3230番地 西部中央公園

除去日時 令和7年6月2日 16時00分

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

保管日時 令和7年6月2日 16時30分

保管場所 佐野市伊勢山町1508番地3 都市整備課詰所

4 保管した工作物等の返還方法

工作物等の返還を受けようとする者は、この告示の日から起算して六月以内に、工作物の所有者であることを証する書類及び本人であることを確認できる書類を都市建設部都市整備課に持参すること。

佐野市役所 都市建設部 都市整備課

住所 佐野市高砂町1番地

電話 0283-20-3101